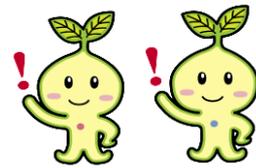


◆規約の作り方◆



■規約ってなに？

「規約」とは、組織や運営についての根本的な規則を書面化したものです。団体にとっては最上位の決まりであり“団体の憲法”ということができます。

NPO法人申請の際には、これを定款と呼び必ず提出しなければいけない書類の一つとなります。呼び方は違って、組織として活動をするため「ルール」であることに違いはありません。規約は団体のメンバーが共通認識をもち、円滑に活動をすすめていくうえで、とても大切な役割をもつものなのです。

市民活動団体・NPOの活動はチラシやパンフレット、または新聞やテレビなどで断片的に見ることはあっても、団体の目的や運営の実態は外部からなかなか見えにくいものです。

しかし、多くの市民の共感を集め、活動に参加してもらうには団体の目的や運営などについても情報を公開し信用を得ることが大事です。

そこで、組織の理念や組織構成、運営について等、組織の形について、客観的に誰が見てもわかるもの、すなわち「規約」を通して、団体がどのような組織であるかを社会に対して示すことができます。

■規約がないと、こんなときに大変！？

事例1…活動5年目の団体です。最近、新聞などで活動の様子を報道され、さまざまな人が参加してくれるようになりました。嬉しい反面、困ったことが……。意思決定のルールが不明確なので、活動にまとまりがなくなってしまったのです。

→市民活動団体・NPOには、その目的に賛同した、さまざまな人が参加をして活動をしています。はじめは、同じ考えをもっている人だけの集まりだったとしても、参加する人が増えるに連れて多様な考えを持つ人が参加してくるようになります。

規約がないと、会員がそれぞれ自分勝手に活動を始め、団体としての活動が停滞することにもなりかねません。団体の目的や運営等について明確に示せる状態にしておくことが大切です。

事例2…あるNPOの活動に共感したので、活動資金を寄付したいと考えました。そこで、どのような団体なのかかわかる情報を探したのですが、規約や決算書はありませんでした。結局、寄付することは辞めることにしました。

→団体の基本理念や組織構成などについて提示できるものがないと、「この団体は大丈夫かな？」という不安を相手に与えてしまうことにもなります。

事例3…当団体では会費などの管理をしっかりと行っていくため、郵便局に口座をつくることにしました。ところが、窓口で「団体について詳しくわかるようなものを提出する必要があります」と言われてしまいました。

→団体についての情報を客観的に示すものがないと、いくら活動内容や人数等が該当していても、団体としては認められないことがあります。

■規約でトラブル知らず！？

このように規約には、「団体に参加する人が共に協力しやすくするためのルール」として、事前に定めることによってトラブルを未然に防ぐという役割や、外から見てもどのような団体であるかがわかるようにする役割もあります。

また、規約作りを通して団体そのものを見直して、より円滑な活動ができるように組織を作り直すきっかけとなることもあります。そのためにも、規約をつくるときは団体のメンバーの多くの人を巻き込んで、じっくりと話し合いながら作業することが重要です。

<参考文献>

◆『一夜でわかる！「NPO」のつくり方』加藤哲夫著／主婦の友社

◆『NPO法人定款作成マニュアル』松原 明著／シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会

～これだけは規約に入れよう！～作成のポイント～

①◆名称・所在地◆

団体の名前、拠点は必ず明記します。

②◆目的◆

使命（何を達成するための組織なのか）を明確に記述することによって団体の存在意義を示す重要な部分です。

※規約の冒頭などに「設立趣旨／基本理念」とい

う形で団体が考える問題意識や想いも併せて載せると、団体の使命がより伝わります。

③◆活動内容◆

団体の本来の活動を見失わないよう、団体の目的に沿った本来の活動内容（事業）を書きます。

④◆会員についての規定◆

趣旨に賛同する人の集まりとしての会員の規定です。会員の種類、会費、入会／退会方法、身分を明確にします。

⑤◆役員についての規定◆

会員から役員を選任する方法や、役員の種別、職務、任期を明記して、役割分担と責任を明確にします。

⑥◆会議の持ち方について◆

会議は団体の意思決定を行なう場です。会議の種別・定員数・議決について定めます。団体の意思決定について、団体内の複数の会議のどこにどういう権限があるのかを明確にします。

⑦◆組織の運営についての規定◆

会計や資金、監事の規定、規約の変更、事務局など部局を設けるのであればその規定など、組織の運営に関するそれぞれの規定を必要に応じて定めていきます。

●参考例【〇〇の自然を守る会規約】

（基本理念）

私たちの街は、近年開発が進み、かつて当たり前のようであった自然も今ではほとんど消えてしまいました。そのような中で〇〇地域には今では数少なくなった自然が未だ手付かずのままです。私たちは、〇〇の自然を愛する人の輪を広げ、市民の立場から〇〇の自然を守り、後世へと残していきたいと考え、会を結成しました。

第1章 総則

（名称）第1条 本団体は、〇〇の自然を守る会と称する。

（事務所）①第2条 本団体は事務所を、仙台市青葉区△△に置く。

（目的）②第3条 本団体の活動は、「〇〇にある手付かずの自然を守り、後世へと残す」ことを目的とする。

（活動内容）③第4条 本団体は目的を達成するために次の活動を行なう。

- 1)～の自然の調査と記録に関わる事業
- 2)～の自然の魅力を伝える機関誌の発行
- 3)その他、目的の達成に必要な活動

第2章 会員

（会員）④⑤第5条 本団体の会員は、本団体の基本理念および目的に賛同して入会した個人および団体とする。

第4章 会議

（会議）⑥第15条 本団体に次の会議をおく。 1)総会 2)理事会

（総会付議事項）⑥第19条

総会に付議する事項は次のとおりとする。

- 1)活動計画および予算決定に関する事項
- 2)活動報告および決算報告に関する事項
- 3)その他運営に関する重要な事項

資金に関する規則

（準則）⑦第1条 本団体の資金

（会費、寄付金、その他の収入）に関する取扱いは、この規則の定めるところとする。

●この部分が団体の使命を表しています。
会の存在意義を示す重要な部分です。

●使命を基に団体が何の活動をしている
のか一目瞭然になります。

●それぞれの会議で何を決定
するのか、意思決定はどこが主
導するのかを決めます。

●頻繁に変更しなければならない総会の議
決に不向きな規則は、別に規則を設けて変更
を委任します。状況に応じた柔軟な組織運営
をすることができます。